

静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、移住者の定住を促進することにより中山間地域の地域コミュニティの維持と地域の活性化を図るため、中山間地域に所在する住宅で、移住者が譲り受け、又は借り受けることができるものの情報を登録し、中山間地域に移住することを希望する者に対し、当該情報を提供する事業を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 別表に掲げる区域をいう。
- (2) 移住者 中山間地域以外の区域から中山間地域に移住する者をいう。
- (3) 中山間地域空き家情報バンク 中山間地域に所在する住宅で、移住者が譲り受け、又は借り受けることができるものの情報を登録したシステムをいう。

(登録対象住宅)

第3条 中山間地域空き家情報バンクの登録の対象となる住宅は、中山間地域に所在する住宅で、居住することが可能であると市長が認めるもの（改修によって居住することが可能であると市長が認めるものを含む。）とする。

(住宅の登録)

第4条 中山間地域空き家情報バンクにその所有する住宅の情報を登録しようとする者は、中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録申請書（様式第1号）に中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その目的、内容等を審査し、必要があると認めるときは、申請者から申請に係る住宅の情報を聴取し、又は現地調査等を行い、適当であると認めるときは、中山間地域空き家情報バンクに当該住宅の情報を登録し、中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録完了通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により中山間地域空き家情報バンクに登録した住宅の情報（以下「登録情報」という。）を市のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

(登録情報の変更)

第5条 登録情報を変更しようとする者は、中山間地域空き家情報バンク登録住宅情報変更届出書（様式第4号）に変更後の登録情報の内容を記載した登録カードを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る住宅の登録情報を変更し、当該変更した登録情報を市のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

（登録情報の抹消）

第6条 登録情報を抹消しようとする者は、中山間地域空き家情報バンク登録情報抹消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録情報を抹消するものとする。

第7条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる場合は、登録情報を抹消することができる。

- (1) 当該登録情報が登録された日から2年を経過したとき。
- (2) 当該登録情報に係る住宅に居住することが不可能となったと認められるとき。
- (3) 当該登録情報に虚偽の情報が含まれていると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が当該登録情報を抹消することが適当であると認めるとき。

（協議の手続）

第8条 中山間地域空き家情報バンクにその情報が登録された住宅の譲り受け等について、当該住宅の所有者との協議を希望する者は、中山間地域空き家情報バンク協議申出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第7号）
- (2) 住民票
- (3) 固定資産税及び市民税の納税証明書

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その目的、内容等を審査し、適当であると認めるときは、当該住宅の所有者及び当該住宅が所在する地区の自治会、町内会その他の地縁による団体に当該申出があった旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた住宅の所有者は、当該申出者との協議に応じるか否かについて、遅滞なく当該申出者及び市長に通知しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、中山間地域空き家情報バンクに関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区名	対象地区	対象地区に含まれる町名
葵区	井川	口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代及び小河内
	梅ヶ島	入島及び梅ヶ島
	大河内	相渕、蕨野、横山、平野、中平、渡及び有東木
	玉川	中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣、内匠、腰越、横沢及び大沢
	大川	坂ノ上、栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
	清沢	赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、昼居渡、相俣、黒俣及び杉尾
	松野	油山、松野及び津渡野
	足久保	足久保口組及び足久保奥組
	中藁科	富厚里、小布杉、奈良間、富沢、大原及び水見色
	南藁科	産女、吉津、飯間、小瀬戸及び西又
	服織西	新聞及び谷津
	賤機北	郷島、野田平、俵沢、油島及び俵峰
	賤機中	門屋及び牛妻
	北沼上	北沼上、長尾及び平山
清水区	両河内	大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢及び和田島
	小島	小河内及び宍原
	庵原	伊佐布、杉山、茂畑及び吉原
	由比	由比入山

（宛先）静岡市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録申請書

中山間地域空き家情報バンクに私が所有する住宅の情報を登録したいので、静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 契約、交渉方法（選択する方に☑）

- 宅地建物取引業者による仲介（契約交渉に係る全てについて、社団法人静岡県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会静岡県本部への仲介を依頼します。）
- 直接契約交渉（契約交渉に係る全てについて、私と利用者の両者間で、責任をもって行います。）

2 同意事項 私は、次のことについて同意します。

- （1）空き家情報バンクの登録に係る私の個人情報（空き家情報バンク登録カード）を空き家情報バンク利用者や空き家が所在する自治会及び仲介を依頼する宅地建物取引業者へ提供すること。
- （2）空き家情報バンクへ登録した登録住宅のうち、その必要な情報の一部を公開すること。
- （3）中山間地域への定住及び自治会等への加入等地域住民と協調して生活することが見込まれる移住者と契約すること。
- （4）空き家が所在する地域の自治会の意見を十分尊重し、移住者を選定し契約すること。
- （5）契約に係る協議及び契約内容については当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しないこと。
- （6）宅地建物取引業者に媒介等を依頼した場合、登録者と利用者双方とも宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に基づく報酬を支払うこと。
- （7）申請手続において、市の担当者が家屋及びこれに関連する課税資料を閲覧すること。

3 添付書類 中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録カード（様式第2号）

様式第2号（第4条関係）

登録番号	第 号
------	-----

中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録カード

所有者 管理者	住所	〒 ー		
	氏名			
	電話		FAX	
	e-mail	@		
住宅所在地		静岡市		
規制区域(売却希望の場合のみ)				
宅地建物取引業者への仲介等		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
所有者の 意向	希望形態	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも		
	希望価格	<input type="checkbox"/> 売却 円 <input type="checkbox"/> 賃貸 円/月		
空き家等 の状況	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 二階 <input type="checkbox"/> 3階以上 <input type="checkbox"/> 瓦 <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> その他()		
		宅地面積	m ² ・坪	地目 宅地・雑種地・その他()
	延床面積	m ² ・坪		
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> その他()		
	2階	<input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 他の建物()		

設 備	電気	<input type="checkbox"/> 引込済み <input type="checkbox"/> その他				
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸				
	ガス	<input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> その他				
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他				
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り (<input type="checkbox"/> 洋式/ <input type="checkbox"/> 和式)				
建築時期	年	月	日	鍵の数		
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置 (年) <input type="checkbox"/> 年に数回程度利用 <input type="checkbox"/> その他 ()			仲介業者		
駐車場	<input type="checkbox"/> あり (駐車スペース 台) <input type="checkbox"/> なし					
補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要					
付帯住宅	<input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 田 (m ²) <input type="checkbox"/> 畑 (m ²) <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> その他 ()					
主要施設 までの距 離	市役所(支所)	km	中学校	km	小学校	km
	保育園・幼稚園	km	診療所	km	消防署	km
	駐在所	km	バス停留所	km		km
特記事項 (抵当権等)						
位置図						

平面図 (間 取 図)			
受 付 日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登 録 日	年 月 日	有効期日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第3号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録完了通知書

年 月 日付けで登録の申請のあった住宅の情報については、静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱第4条第2項の規定により登録したので、次のとおり通知します。

1 登録番号 第 号

2 登録期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所（法人にあつては、その主たる事務所）
氏名（の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話

空き家情報バンク登録住宅情報変更届出書

中山間地域空き家情報バンクに登録した住宅の情報を変更したいので、静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱第5条第1号の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更する事項
- 3 添付書類 中山間地域空き家情報バンク住宅情報登録カード（様式第2号）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所（法人にあつては、その主たる事務所）
氏名（の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話

中山間地域空き家情報バンク登録情報抹消届出書

中山間地域空き家情報バンクに登録した住宅の情報を抹消したいので、静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録情報を抹消する理由

（宛先）静岡市長

住 所
申出者 氏 名
電 話

中山間地域空き家情報バンク協議申出書

中山間地域空き家情報バンクにその情報が登録された住宅の所有者との協議を希望するので、静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 申出に当たり、次の事項について同意します。

- （1）協議を希望する住宅の所有者、当該住宅が所在する地区の自治会及び仲介を依頼する宅地建物取引業者に対し、静岡市がこの申出書に記載された私の個人情報を提供すること。
- （2）住宅の所有者との協議、契約の締結その他の手続については、私が自ら行うものとし、静岡市が一切関与しないこと。

2 申出に当たり、次の書類を添付します。

- （1）誓約書（様式第7号）
- （2）住民票
- （3）固定資産税及び市民税の納税証明書

（注）住民票並びに固定資産税及び市民税の納税証明書については、現在お住まいの自治体が発行したもので、いずれも過去1ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

3 私の情報は、次のとおりです。

物件番号		
住 所	—	
氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)	
現在の職業		
移住後の職業 (予定)		
移住後の勤務地		
電話番号 (自宅)	— —	
電話番号 (携帯)	— —	
F A X 番号	— —	
メールアドレス		
居住予定人数	人 (本人含む。)	
同居人	氏 名	続柄 (歳)
	氏 名	続柄 (歳)
	氏 名	続柄 (歳)
	氏 名	続柄 (歳)
	氏 名	続柄 (歳)
希望条件		
特記事項		

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所
誓約者 氏 名
電 話

誓 約 書

私は、中山間地域空き家情報バンクにその情報が登録された住宅の所有者との協議を申し出るに当たり、次のことを誓約します。

- 1 住宅の所有者との協議、契約の締結その他の手続については、私が自ら行い、静岡市には一切迷惑をおかけしません。
- 2 協議の結果、当該住宅に入居することとなった場合は、当該地域の自治会等に入会し、当該地域の活動に積極的に参加するとともに、当該地域の生活、文化、自然環境等への理解を深め、当該地域の住民としての自覚を持つよう努めます。
- 3 住宅の所有者との協議等により得られた個人情報その他の情報の取扱いについては、十分配慮するものとし、当該情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはしません。